

四日市市告示第 483 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 7月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	垂坂12号線	垂坂町字南貝戸793-3	4.0~8.8	80.4
		垂坂町字南貝戸797-2		
2	垂坂39号線	垂坂町字仲之坊413-1	7.2~14.7	109.6
		垂坂町字仲之坊412-1		